令和２年２月定例会 環境対策特別委員会（事前）
令和２年２月10日（月）
〔委員会の概要〕

岡本委員長
　ただいまから，環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
　直ちに，議事に入ります。
　本日の議題は，当委員会に係る付議事件の調査についてであります。
　付議事件につきましては，お手元に御配付の議事次第のとおりであります。
　まず，理事者において，説明又は報告すべき事項があれば，これを受けたいと思います。

【説明事項】
　○提出予定案件について（説明資料，説明資料（その２），資料１）

【報告事項】
　○「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編)」（案）について（資料２－１，２－２）

板東県民環境部長
　それでは，お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料及び説明資料（その２）によりまして，２月定例会に提出を予定しております環境対策関係の案件及び令和２年度環境対策関係主要施策の概要等につきまして，御説明申し上げます。
　私からは，一般会計の総括及び県民環境部関係の案件について御説明を申し上げ，その後，順次，各所管部長から御説明申し上げますので，よろしくお願い申し上げます。
　今回御審議いただきます案件は，令和２年度一般会計予算（案）及び令和２年度流域下水道事業会計予算（案）並びに，令和元年度一般会計補正予算（案)，その他の議案等といたしまして条例案２件でございます。
　説明資料の１ページをお開きください。令和２年度県民環境部関係の主要施策の概要について，７項目を記載しております。その概要について御説明申し上げます。
　１の総合的な環境施策の推進では，環境首都・新次元とくしまの実現を目指し，環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」において，各種環境施策の推進や多様な環境活動の一元的な支援を実施し，県民の環境に関する意識を高め，県民総ぐるみでの脱炭素，循環型社会の構築を推進してまいります。
　２の気候変動対策の推進では，脱炭素社会の実現に向け，緩和策と適応策を両輪とした取組を展開し，徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に基づく，総合的な気候変動対策を実施してまいります。
　また，自然エネルギー立県とくしま推進戦略に基づいたエネルギーの地産地消や，徳島県水素グリッド構想に基づいた水素社会の早期実現に向けた取組を推進してまいります。
　３の循環型社会形成の推進では，第四期徳島県廃棄物処理計画に基づき，廃棄物の発生抑制や，再使用・再生利用などによる資源の循環的な利用を基調とする社会形成に努めてまいります。

４及び５の産業廃棄物・一般廃棄物処理対策の推進では，処理業者に対する立入調査や県独自の優良処理業者認定制度により，産業廃棄物の適正処理を推進するとともに，一般廃棄物の減量化・再使用・再生利用及び適正処理を推進するため,関係市町村等に対して,技術的援助を行ってまいります。

６の大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等対策の推進では,公害防止対策の推進を図るため,大気・水質等の常時監視や，発生源に対する指導等を行うとともに，瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画に基づき，地域の力による，人と自然が共生した豊かな海，いわゆる里海づくりの推進を図るなど，環境保全の取組の強化に努めてまいります。

７の環境影響評価の推進では，開発行為の実施に際し，環境影響評価の審査及び指導を行い，生活環境や自然環境の保全に努めてまいります。

以上が，県民環境部の令和２年度環境対策関係の主要施策の概要でございます。

続きまして，４ページをお開きください。各部の環境対策関係の一般会計予算についてでございます。

令和２年度一般会計当初予算（案）の総額は，総括表の左から２列目のＡ欄の一番下，計の欄に記載のとおり，29億4,420万2,000円となっております。このうち県民環境部の予算総額は，同表の上から２段目のＡ欄に記載のとおり，７億9,718万4,000円となっております。財源につきましては，財源内訳欄に記載のとおりでございます。

なお，前年度当初予算が骨格予算として編成されたものであることから，参考といたしまして，前年度６月補正後の予算額と令和２年度当初予算額を比較した資料１を，別紙により，お手元にお配りしておりますので御覧ください。このうち，(ア)一般会計の表の一番下，計の欄にありますとおり，令和２年度当初予算額と前年度６月補正後予算額との比較では，環境対策関係全体では，４億1,715万3,000円の減額となっており，県民環境部といたしましては，４億5,416万8,000円の減額となっております。

説明資料に戻っていただきまして，６ページをお開きください。イ，部別主要事項説明でございます。

環境首都課関係でございます。目名，環境衛生指導費の摘要欄①，ア，エシカル消費で脱炭素へ！県民運動推進事業では，多様な主体との連携により環境と消費を統合した県民運動へとつなげる啓発などを展開するための経費，724万5,000円を，イの食品ロス削減とくしまモデル推進事業では，新たに食品ロス削減に係る県計画を策定するとともに，計画に基づく各種施策を実施するための経費，250万円を，ウの「環境と経済の好循環」による気候変動対策推進事業では，脱炭素社会の実現に向けた県民・事業者のライフ・ビジネススタイルの転換を促進するため,産学官金による協議会を設立し,各種施策を行う経費,250万円を，エのプラスチックごみ資源循環推進事業では，プラスチックごみ削減や代替プラスチック製品の導入促進のため，産学官による研究会の立ち上げや，先行して取り組む県内企業への支援を行う経費，400万円を，それぞれ計上しております。

また，コの「地方発！水素社会」普及促進事業では，水素エネルギー普及拡大を加速させるため，水素モビリティ導入促進や，地域経済活性化につながる取組を展開する経費，１億1,100万円を，サの「自立・分散型電源」導入支援事業では，自然エネルギーを活用した自立・分散型電源導入促進のため，各種施策を展開する経費，1,155万円を，それぞ

れ計上しております。以上，環境首都課の予算総額は，４億6,905万6,000円となっております。

７ページを御覧ください。環境指導課関係でございます。目名，環境衛生指導費の摘要欄②，イの（ア）第五期徳島県廃棄物処理計画策定事業では，廃棄物の排出抑制，再生利用等による廃棄物の減量化を図るため,県内における具体的な計画を策定するための経費，890万円を計上しております。その他，廃棄物の発生抑制や適正処理を促進するための経費を計上しており，環境指導課の予算総額は，１億2,813万1,000円となっております。

次に，環境管理課関係でございます。８ページをお開きください。目名，公害対策費の摘要欄④，アの（イ）未来へつなぐ「とくしまＳＡＴＯＵＭＩ」推進事業では，豊かな海，いわゆる里海づくりを推進するため，水質の測定体制の整備や，水と人とのふれあい事業等を実施する経費，1,393万8,000円を計上しております。また，摘要欄⑤，分析測定機器等整備事業費では，環境基本法において環境基準が定められている大気汚染物質のモニタリング調査に必要な装置の更新経費など，3,417万6,000円を計上しております。

以上，環境管理課の予算総額は，１億9,999万7,000円となっております。

21ページをお開きください。その他の議案等について御説明いたします。（１）条例案につきましては，１件の条例改正を今議会に提出することといたしております。

アの徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例でございますが，水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことに伴い，所要の整理を行う必要があることから，改正を行うものでございます。

説明資料（その２）につきましては，後ほど，各所管部長から説明いたします。以上が今議会に提出を予定いたしております案件でございます。

続きまして，１点　御報告させていただきます。資料２－１を御覧ください。徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）（案）についてでございます。

本計画につきましては，先の11月定例会におきまして，素案を御報告させていただいたところでございますが，その後，県民の皆様方からの御意見をお聴きするため，パブリックコメントを実施するとともに，徳島県環境審議会での御意見を踏まえ，計画（案）として，取りまとめたところでございます。

計画策定の趣旨といたしましては，パリ協定，ＳＤＧｓ採択後の世界の潮流や，国の長期戦略の策定などを踏まえ，環境首都とくしまとして脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策を牽（けん）引するため，新たな計画を策定するものでございます。

詳細につきましては，お手元の資料２－２を御参照いただければと思います。

報告事項は以上でございます。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

手塚農林水産部長

続きまして，農林水産部関係の案件につきまして，御説明を申し上げます。お手元の委員会説明資料の２ページをお願いいたします。令和２年度主要施策の概要についてでございます。

１の環境と調和した農畜水産業の推進では，有機質資源の循環利用を促進し，化学肥料や化学農薬の使用量の低減を図るとともに，家畜排せつ物の適正な管理と利用を進めてまいります。また，農業用水を活用した小水力発電など，自然エネルギーの活用に努めてま

いります。

２の環境を重視した多様な森林づくりの推進では，間伐や造林等の適正な森林整備を継続的に進めるとともに，公有林化や保安林指定等による森林の適正管理を推進してまいります。また，企業・団体等と連携した協働の森づくりなど，県民総ぐるみでの森林づくりを推進いたします。

３の鳥獣による被害の防止では，地域の指導的役割を担う人材の育成や被害ゼロ集落の県下全域への普及など，防護対策を推進するとともに，若手を中心とした狩猟者の育成や，生息状況等の調査・分析を進め，捕獲対策の強化に努めてまいります。

続きまして，提出予定案件について御説明を申し上げます。４ページをお願いいたします。農林水産部における令和２年度一般会計当初予算につきましては，総括表の２年度当初予算額欄の上から２段目に記載のとおり，16億3,056万円をお願いしております。

なお，令和元年６月補正後の予算との比較につきましては，お手元にお配りしております資料１の（ア）一般会計の上から２段目に記載のとおり，5,889万1,000円の増，率にしますと，103.7パーセントとなっております。

説明資料に戻っていただきまして，９ページをお願いいたします。令和２年度の主要事項につきまして，順に御説明を申し上げます。

まず，もうかるブランド推進課でございます。持続可能性の高い農産物の栽培の基礎となる土壌に関する技術実証に係る経費など，合計で536万2,000円をお願いしております。

次に，鳥獣対策・ふるさと創造課でございます。鳥獣対策の推進や狩猟者育成に要する経費など，10ページに記載のとおり，合計で３億7,706万2,000円をお願いしております。

次に，畜産振興課 でございます。家畜排せつ物等の適正処理の推進に要する経費として，3,272万2,000円をお願いしております。

次に，林業戦略課でございます。11ページの造林費，摘要欄②及び③において，造林や間伐などの森林整備の支援や，県や市町村における公有林化の推進に要する経費など，合計で９億1,256万9,000円をお願いしております。

次に，水産振興課でございます。カワウによる内水面漁業の被害防止対策に要する経費として，127万5,000円をお願いしております。

次に，農山漁村振興課でございます。農業用水を活用した，小水力発電施設の整備に要する経費として，650万円をお願いしております。

12ページをお願いいたします。森林整備課でございます。治山費，摘要欄①及び②において，森林の持つ公益的機能の向上を図るため，水源地域における荒廃森林の復旧整備や，保安林の指定及び管理に要する経費など，合計で２億9,507万円をお願いしております。

続きまして，委員会説明資料（その２）の１ページをお開きください。令和元年度一般会計補正予算として，先議をお願いするものでございます。農林水産部におきましては，総括表の補正額欄の上から２段目に記載のとおり，２億2,323万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は，農林水産部合計で17億9,490万7,000円となっております。

主要事項につきまして，３ページをお願いいたします。林業戦略課でございます。造林費，摘要欄①の森林環境保全整備事業費では，山地災害の防止に資する，水土保全機能の強化のための森林整備や，搬出間伐に要する経費として，２億2,323万8,000円の増額をお

願いしております。

５ページ をお願いいたします。今回の補正予算に伴う繰越明許費を記載しております。翌年度繰越予定額欄の最下段に記載のとおり，この度の補正予算と同額となる２億2,323万8,000円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。なお，農林水産部関係の報告事項は，ございません。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

北川県土整備部長

続きまして，県土整備部関係の提出予定案件につきまして，御説明いたします。

それでは，お手元の委員会説明資料３ページをお開きください。令和２年度主要施策の概要でございます。まず，自然との共生の推進といたしまして，自然との共生や，ゆとりとうるおいのある環境づくりに配慮した公共事業を推進してまいります。

また，総合的な生活排水対策の推進といたしまして，汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を推進し，汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

最後に，民間建築物アスベスト対策の促進といたしまして，民間建築物所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事を支援してまいります。

次に，４ページをお開きください。県土整備部の令和２年度一般会計当初予算につきましては，表の下から３段目に記載のとおり，５億665万8,000円を計上しております。

なお，前年度予算額との比較につきまして，別途お配りしております資料１を御覧ください。こちらの資料では，令和元年度の当初予算が骨格予算であったため，６月補正後の予算額として，比較をしております。（ア）の一般会計の表にございます右端の比較の欄の下から３段目に記載しておりますように，６月補正後の予算額との比較では，2,187万6,000円の減，率にして95.9パーセントとなっております。

次に（イ）の特別会計でございますが，流域下水道事業特別会計におきましては，先の11月議会にて，地方公営企業法に基づく設置に関する条例の改正について，御承認をいただき，令和２年４月１日に，それまでの流域下水道事業特別会計から，地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行する予定としております。

このため，令和２年度の，（イ）の特別会計の予算額の計上はございませんが，（ウ）の公営企業会計である流域下水道事業会計において，新たに15億2,662万6,000円を計上することとしております。

なお，公営企業会計の詳細につきましては，後ほど，御説明させていただきます。

それでは，委員会資料にお戻りいただきまして，13ページをお開きください。県土整備部の主要事項につきまして，御説明いたします。

まず，住宅課でございますが，民間建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査や除去工事の支援に要する経費として，550万円を計上しております。

河川整備課におきましては，海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費として，1,500万円を計上しております。

水・環境課におきましては，浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進に要する経費など，14ページに移りまして，合計で，４億6,615万8,000円を計上しております。

運輸政策課におきましては，海岸漂着物等の回収・処理及びその発生抑制に要する経費

として，2,000万円を計上しております。

15ページを御覧ください。水・環境課が所管しております流域下水道事業特別会計につきましては，先に御説明いたしましたとおり，公営企業会計へ移行することとしておりますので，予算額の計上はございません。

17ページをお開きください。２，流域下水道事業会計でございます。流域下水道事業につきましては，地方財政法において，特別会計の設定と，適正な経費負担区分を前提とした，独立採算制の原則が定められており，更に収入の平準化，安定化や，計画的な維持修繕費用の確保等を図るため，令和２年度より，新たに地方公営企業法の一部財務適用を行うものでございます。

それでは，まず，ア，業務の予定量につきましては，流域関連市町は，鳴門市，松茂町，北島町，藍住町，板野町の５市町で，処理水量は記載のとおりでございます。

18ページをお開きください。イ，収益的収入及び支出では，収入につきましては，流域下水道維持管理負担金や長期前受金戻入など，合計９億9,896万6,000円を計上しております。

右に移りまして，支出につきましては，指定管理料や減価償却費など，収入と同額の，合計９億9,896万6,000円を計上しております。

次に，19ページを御覧ください。ウ，資本的収入及び支出では，収入につきましては，企業債借入れや一般会計からの補助金など，５億2,766万円を計上しております。

支出につきましては，企業債償還金など，５億2,766万円を計上しております。

次に，20ページをお開きください。エ，特例的収入及び支出につきましては，公営企業会計への移行に伴う会計処理により発生するものであり，未収金及び未払金は，記載のとおりでございます。

オ，企業債につきましては，２億7,400万円を限度額として，事業の財源に企業債を充てることとしております。なお，利率，償還の方法は記載のとおりでございます。

カ，一時借入金につきましては，３億5,000万円を限度額として設定しております。

キ，議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては，職員給与費の1,791万9,000円でございます。

ク，他会計からの補助金につきましては，一般会計から３億5,477万2,000円を予定しております。

次に，21ページを御覧ください。その他の議案等（１）条例案でございます。イ，徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例案につきましては，浄化槽法の一部が改正され，浄化槽保守点検業者の登録に関し，浄化槽管理士に対する研修機会の確保を新たに定めるものでございます。

続きまして，委員会説明資料（その２）について説明いたします。令和元年度２月補正予算につきまして，先議をお願いするものであります。

それでは，資料の１ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄，下から３段目に記載しておりますとおり，今回，県土整備部におきましては，1,250万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は，県土整備部合計で，５億4,103万4,000円となっております。また，補正額の財源につきましては，右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

４ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。水・環境課におきまして，農業集落排水整備事業費について，1,250万円の増額をお願いしております。

６ページをお開きください。今回の補正予算に伴う，各課別の繰越明許費を記載してございます。翌年度繰越予定額欄に記載のとおり，今回の補正予算の全額1,250万円の繰越しをお願いするものでございます。この事業につきましては，できる限り早期執行に努めてまいりますので，よろしくお願いいたします。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお，報告事項につきましては，特にございません。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

美馬教育長

それでは，２月定例会に提出を予定しております，教育委員会関係の案件は，令和２年度当初予算案でございます。その概要につきまして，御説明申し上げます。

お手元の説明資料の３ページをお開きください。はじめに，教育委員会関係の令和２年度主要施策の概要についてでございます。環境教育の充実につきましては，学校でのリサイクル活動などの取組を家庭に広げるとともに，児童・生徒が地域に出向いて，環境美化や自然観察などの体験活動を積極的に行う新学校版環境ＩＳＯ認定校の一層の拡大を図ることにより，生命や自然を大切にし，地域の環境を守るために行動できる児童・生徒の育成に努めてまいります。

また，エネルギー教育や放射線教育を実施することにより，エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解を促進してまいります。

次に，４ページをお開きください。令和２年度一般会計当初予算額でございますが，総括表にございますように，教育委員会合計で，980万円をお願いしておりまして，前年度当初予算額と同額となっております。

この内容につきまして，16ページをお開きください。学校教育課の（目）教育指導費の，摘要欄①，学校教育振興費におきまして，環境・エネルギー教育推進事業といたしまして，環境教育の推進を図るため，新学校版環境ＩＳＯの取組に要する経費として20万円を，また，環境・エネルギー教育支援事業といたしまして，エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解の促進を図るための経費として960万円を，それぞれ計上しております。

教育委員会は以上でございます。なお，教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど，よろしくお願い申し上げます。

岡本委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが，事前委員会における質疑につきましては，提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので，御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

大塚委員

３点ほどお聞きしたいことがございます。

まず，県民環境部関係の気候変動について，今，御承知のように，いわゆる時間雨量，１時間120ミリメートルを超えるような雨量というのが，昨年もそれによっての水害が非常に起こっていまして，災害に強いまちづくりというのは県内においても必要と思われる。その中で，こういった急激な水量が出た時の，特に中小河川，県民の皆さんが住んでいる近くに流れている小さな中小河川，それが水害というか洪水によって，県民の生命・財産を侵すという危険性が非常に強くなっていますが，そういうことに関しまして，今どういった対策をされていますか。まずお聞きします。

赤堀河川整備課長

ただいま，大塚委員より気候変動による中小河川の水害対策等についての御質問を頂きました。時間雨量の話が今ございましたけれども，近年，過去30年前と比較して，大雨の発生回数，時間雨量の発生回数が，50ミリメートル雨量であれば1.4倍とか，80ミリメートルを超える大雨の発生回数が1.7倍となっているといった報告もなされているところでございます。

この気候変動による異常気象は，顕在化しつつある状況となっておりまして，平成30年７月豪雨や令和元年台風19号など，全国で常態化・広域化した豪雨災害や甚大な被害が発生しております。

今後もこのような気候変動が進行し，水害が更に頻発化・激甚化することが懸念されているため，委員のお話もございましたけれども，県民の生命・財産を守る事前防災対策を加速させる必要があると考えているところでございます。

そのため，県管理河川の整備につきましては，国による防災・減災，国土強靭化のための３か年緊急対策を積極的に活用いたしまして，県管理河川の堤防整備や河道掘削，樹木伐採などのハード対策に加えて，危機管理型水位計の設置による河川水位情報の提供などのソフト対策も併せながら，強力に事前防災対策を推進しているところでございます。

大塚委員

特に急激に水量が増えることによって，土砂災害が本当にいつ起こっても不思議でないような状況が出てきますので，これは県民環境部も含め，環境対策特別委員会だけでなく，全面的にいろいろやらないといけないのですけれども，是非これに対して先手先手で起こりうるということを検証していただいて，それに是非取り組んでいただきたいと思います。

次に，２番目なんですが，県土整備部に関してのことなんですけれども，総合的な生活排水対策の推進ということの中で，今，汚水処理に関して，先般も浄化槽の講演がございまして，私も行ったのですけれども，県内はいわゆる，浄化槽ですね，単独浄化槽とか合併浄化槽の整備と言いますか，普及は進んでいます。下水道よりもそれが多いのですけれども，ただ単独浄化槽が非常に多い。それで，なかなか合併浄化槽への転換がまだそれほど十分進んでないということであります。

これは合併浄化槽でなければいけないというのは，生活排水の面におきまして，それがすぐ水路を通って河川のほうに流れ込んで行く中で，非常に多くは吉野川とか大きな河川に流れ込むのですけれども，そういう中で生態系も壊れてきているということでございます。

単独浄化槽から合併浄化槽へ変わることに対して，どの程度取り組んでいるのか。

三好水・環境課長

大塚委員から浄化槽の単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換の状況について御質問を頂きました。

今年度，浄化槽法が改正されまして，施行は令和２年４月１日となります。この主な目的も，単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進。それと浄化槽の管理の向上ということになっております。

現在，徳島県では実数をはっきりとつかんでございませんが，約19万基の浄化槽がございます。そのうち12万基程度が単独処理浄化槽，残りの６万基程度が合併浄化槽になります。12万基を転換することによって，汚水処理人口普及率が今61.8パーセントですけれども，これが浄化槽を備えておる所で，水洗化率というのがございますけれども，これは94パーセントぐらいございますので，ほぼほぼ単独浄化槽を転換することによって，汚水処理人口普及率が全国平均の数字を目指せることになっていると思います。

これを展開することが，これからの課題なのですけれども，今そういう状況でございます。来年度，実は市町村設置型と言いまして，市町村が浄化槽を管理する整備の方式ですけれども，これについて補助金を，県の市町村に対する補助率を上げていくということで，今回の議会にも提案させていただいております。

これを進めることによって，全県下的に転換を進めていきたいと考えております。

大塚委員

単独浄化槽でされている方の御意見を聞いたのですけれど，なかなか合併浄化槽に変えるという知識というか，意識というか，なかなかそういうことを言ってきてくれないとかそういうことがあります。

やはり，周知というのがこれから必要だと思うのですけれども，市町村管理ということで県のほうの指導，そういう周知のことも是非入れていっていただきたい。それに関してはあまり単独浄化槽をしている方に合併浄化槽がいいよとかいうことは具体的に言ってなかったのですか。

三好水・環境課長

今，浄化槽の転換について，どういうことを周知しておるかということなのですけれども，実際，法的には単独浄化槽が違反しているわけではございませんので，合併浄化槽，これを促進していくためには，皆さんの御理解と言うか，そのあたりを周知していくということを一応，広報関係でいろいろやっております。

そのあたりが委員が言われるように，まだまだ周知が隅々まで行き届いてないのかなとは実感しておりますので，今後とも周知に努めていきたいと考えております。

大塚委員

それとこの単独浄化槽，合併浄化槽の点検のことについてお伺いしたいのですけれども，これは私もいろいろ聞いた中で，単独浄化槽においても合併浄化槽においても，そこで契

約している民間業者の保守点検ですか，そういうのが年間多分２，３回やられていると思うのですけれども，それともう１点は公的な，県がやられているかどうか分からないのですけれども，その公的なものがきちんとやっているのが年に１回あるというのを聞いているのですけれど，それはそういったことでいいんですか。

三好水・環境課長

浄化槽の維持管理のことなのですけれども，浄化槽には浄化槽法で保守点検，これは通常の機械がきっちり動いているかと確認する，これが民間業者で今やられていると思うのですけれども，それと法定検査，これは保守点検を含めまして，そのあたりの保守点検ができているかとか，水質関係これを調査する所が県では環境技術センターという所に指定をしております。そこで水質を見たりしております。県から指定をしておりますので，そういう状況になっております。

大塚委員

それできちんとすべての浄化槽を持っている所が，点検ができているかどうかという問題なのですけれども，これもいろいろあたってみたところ，もちろん全部ができていないということなのですけれど，点検率を分かっている範囲で答えてください。

三好水・環境課長

先ほど申しました年１度の法定検査の受検率は，平成30年度におきまして58.4パーセントという数字になっております。

大塚委員

58ということはほとんど４割ぐらいができてない。

浄化槽というのを調べたところ，もちろん保守点検とかをきちんとやらないとほとんど機能がひどい場合できてなくて，特に単独浄化槽の場合だったら，し尿がそのままきちんと処理ができないまま排水路に流されるということになります。

そういうふうな合併浄化槽においても生活排水とか，し尿のことが両方相まってきちんと適切な処置ができなくて，川のほうに流れていくということになると思うのですけれども，是非，こういうことの点検についてきちんとしたところをやっていく必要があると思うのですが，それについてお聞きしたい。

三好水・環境課長

浄化槽の適正な管理ということですけれども，先ほど申し上げました浄化槽法の改正で，適正な維持管理も求められていると申しましたけれども，この中で浄化槽台帳の整備を義務付けられました。

うちも浄化槽台帳はあるのですけれども，数字的に正確ではないところもございまして，このあたりをきっちり整備を進めたいと考えております。

このためには市町村であったりとか，清掃会社であったりとか，保守点検会社であったりとか，そのあたりで協議会を設けまして，その中で台帳をきっちりと作って，その台帳

を持って指導に努めたいと考えております。

大塚委員

やっている方は結構費用が要るんです。保守点検についても民間業者にもちろんお金が要りますし，公的な所がするにも，大きさによっても違いますけれど，5,000円とか場合によったら７，８千円要ったりするわけです。だから，お金が要ってきちんとやっている方が，もしそういうのを事実やっていないという方がいるということ自体が大きな問題になってくると思いますので，是非きちんとできるだけやっていただきたいと思います。

最後になんですが，これは予定に無かったのですけども，教育委員会関係で環境教育について一つ御質問したいと思います。

昨今，学校現場でスマートフォンとかいわゆるそういったもので，子供たちが自然界の中に入って体験するという場が本当に少なくなってきまして，その中で多分そういうことが良くないことだということはもちろん把握されていると思うのですけれど，それに対しての状況についてお聞きしたい。

小倉教育委員会学校教育課長

今，委員よりスマートフォンだけではなくて，自然環境に入って自然に触れ合う教育についてどうかという御質問がありました。

その件につきまして，基本的には学校ではスマートフォンは持ち込み禁止であったり，使用はさせていないわけですが，学校でも授業だけではなくて，遠足であるとか，宿泊学習，また幼稚園とかですと，園庭とかでいろいろな子供たちと触れ合いながら遊ぶと，自然に親しむということが教育課程上位置付けられておりまして，そういったところは学校教育の中でも一定の推進は果たしているとは承知しております。

大塚委員

以前は，例えばうちの近くにある高越山という所で，いわゆる子供たちが寝泊まりして環境に接するという機会があったのですけれども，そういった自然ときちんとそういうことができるようなことは，今現在はどうなのですか，やられているのでしょうか。

小倉教育委員会学校教育課長

身近な自然との触れ合いについてですが，例えば小学校ですと，１学年，２学年とか低学年で，身近な自然を観察したり，季節や地域の行事に関わったりすることを通じて，四季の変化であるとか，生活の様子の違いを触れ合おうというもの。あるいは中学年になりますと，身の回りの生物を捕まえてみて観察するとか，あとは生物の違いをよく観察をして違いを理解する。６学年については更に生物に加えまして，生物と環境というような中身もありますが，例えば生物が水とか空気を通じて生きているのだとか，あるいは環境によって生物がいろいろ生態系の変化があるのだとか,そういったことを学ぶというように，発達段階に応じて身の回りに出て行く，あるいはもうちょっと広く環境について勉強していくというような学習体系となっております。

大塚委員
　やはり，そういった場をできるだけ作るようにして，できたら一つの提案であるのですけれども，県西部とか，県中央部それから県南部に１か所ずつぐらい，例えばそんなに高くない山なんかがあると思いますけれども，そういう所へ子供たちが入って行って，体験ができるような場を作って，そういう所に小学生・中学生が入って行って，教育の一環としてできる場を是非やって行っていただきたいと思うのですけど，是非検討していただきたいのですけれども，教育長さん最後それについて一言お願いします。

美馬教育長
　現在，県が委託をしてお願いをしている牟岐少年自然の家などは，かなり小中学校また高校生の部活動等にも活用していただいているというふうに考えております。
　すぐに場所を作るというのはなかなか難しいかも分かりませんが，それぞれ学校でもいろいろないわゆる遠足とか，野外活動等を随時している所がございますので，また市町村教育委員会等と話合いを持ちまして，どのように体験活動していけるか，どういうふうな御希望があるかといったところを聞きながら考えてまいりたいというふうに思います。

大塚委員
　これで終わるのですけれども，是非子供たちに，健康上にも，体力的な面，免疫力も含めた，体自身が弱くなっていると言いますか，そういうのがあると思います。そういうところを是非自然の中に入って，環境自身が大事だよということも学ぶと同時に，自分の体づくりにも非常に役立つと思いますので，是非進めていっていただきたいと思います。

庄野委員
　最近の地球の温暖化等々で今もございましたけれども，災害等々が非常に巨大化してきているということで，県民環境部のほうで令和２年度当初予算の主な事業というところの５ページで「自然・水素エネルギー」の導入推進というところがございます。今回，自然エネルギーの導入促進ということを聞きたいと思うのですけれども，炭酸ガスを縮減していくというふうなことで，いわゆる「自立・分散型電源」導入支援事業というのがございます。これについて，これも温暖化対策，激甚化する自然災害に打ち勝つ，迎え撃つためにそうしたことを力を入れてやっていこうということなので，中身を読ませていただきますと非常に夢があるような事業でございます。
　例えば,「自立・分散型電源」モデル施設整備事業で，県有施設の中に太陽光発電と蓄電地，蓄電池というのが非常に重要でございまして，災害時にも蓄電池があれば，例えば個人の家でも太陽光発電と蓄電池を備えておけば，もし災害があった場合は蓄電池からの電源で電力は賄えるということで,非常に私も前々から期待をしている電源ですけれども,この「自立・分散型電源」導入支援事業というのを少し説明していただいて，今後県の中で環境部局として予算も要ることですけれども，どのぐらい地球温暖化対策に資するために汗をかいていこうとしているのか少しお聞きしたいと思います。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま，庄野委員から「自立・分散型電源」導入支援事業の概要について御質問を頂きました。

近年，世界各地で異常気象が発生し，我が国でも昨年の台風15号，19号をはじめ，毎年のように記録的な台風や豪雨に見舞われるなど，気候変動により自然災害が頻発化・激甚化しており，地球温暖化対策は正に待ったなしの状況にございます。

加えて，平成30年度の北海道胆振東部地震ではブラックアウトが発生しており，南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中，災害時の電源確保も切迫した課題となっております。

このため，自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入促進により，温室効果ガス削減と地域の電力レジリエンス強化による事前防災を図るという事業でございます。

具体的には，マスコミ資料にもございますように，四つの事業から構成されておりまして，一つが「『地域貢献型』自立・分散型電源」モデル構築事業ということで，県内にも事業用太陽光発電設備というのが数多くございます。しかしながら停電時には電源供給ができないことになります。これを停電時でも自立運転により一定の電力供給が可能なコンセントなどを設置することで，地域の非常用電源として活用するというモデル事業でございます。

二つ目が，先ほど委員もおっしゃいました「自立・分散型電源」モデル設備整備事業，これは県営施設に太陽光発電と蓄電池を設置しまして，平時の温室効果ガス削減，災害時の非常用電源に加えまして県民の方々への普及啓発にも活用するという事業でございます。

三つ目が，自立・分散型電源導入資金貸付事業，先ほど委員がおっしゃいました住宅用蓄電池，これに対する貸付メニュー，今，労働雇用戦略課のほうで勤労者向けの低金利融資制度を持っておりますが，これに住宅用蓄電池設置費用を対象とした新たなメニューを追加していただくというものでございます。

もう一つが，「ＶＰＰ」調査研究事業ということで，災害にも強い自立・分散型電源の導入拡大やエネルギーの地産地消の促進に必要不可欠となりますＶＰＰ，これは仮想発電所のことでございますが，これを今年度設置しました自然エネルギー活用プロジェクトチームを中心に本県における導入可能性を調査研究する事業でございます。

今後自然エネルギーの導入促進に向けてということで，今年度改訂しました戦略の目標値といたしまして，2030年度に県内の自然エネルギー電力自給率50パーセントというのを目標に掲げております。これに向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

2030年度に県内で電力自給率が50パーセント以上ということで，かなり県がリードして頑張っていかなければ，なかなか高い数字だなというふうに思いますけども，この中で県有施設に自立・分散型電源のモデル設備を整備するということで，どれぐらいの量を考えられているのですか。かなり予算もいることですけれども，その中には例えば県立高校とか，学校設備とかも想定されておられるのか。

私は，過去にも高校の建て替え時に，屋上が広い場所があるので少々金は掛かるけれども太陽光発電を造って，環境教育にもなるし，また非常用の蓄電池を備えれば非常用の例えば避難所としての機能も多く発揮するということも発言したこともあるのですけれど

も，県有施設に太陽光発電と蓄電池を造るという事業は，どのぐらいの量を想定されているのですか。

杉山自然エネルギー推進室長
　ただいま，庄野委員から「自立・分散型電源」モデル設備整備事業について御質問を頂きました。
　県立学校等で体育館が避難所となったりしておるのですけれども，こういう所につきましては，過去のグリーンニューディール基金の事業というので，ほぼ太陽光発電と蓄電池が設置されております。
　今回は，新たに環境省のほうで「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」というのがございまして，県の場合，補助率２分の１の事業となっております。これを活用しまして，今考えておりますのは，県有施設のエコみらいとくしまのほうに，実は太陽光発電は既についておるのですけれども，ここに新たに蓄電池を設置いたしまして，先ほど言いましたように平時・災害時に加え，県民の方々，エコみらいとくしま，かなり県民の方々訪れますので，こういった方々の普及啓発に活用したいと考えております。

庄野委員
　エコみらいとくしまに蓄電池を設置するというのはよく分かるのですけれども，他の県有地施設には，県立高校は皆できているのですか，太陽光発電と蓄電池の設置というのは。グリーンニューディール基金でみんなできていると言われているのですが，全部できているのですか。学校の校舎の屋上にあまりついていませんよね，太陽光パネル。グリーンニューディール基金で，どれぐらいの範囲ができているかよく分かりませんけれども，今後，エコみらいとくしまだけじゃなくて，他の場所への導入計画というのはまだなのですか。

杉山自然エネルギー推進室長
　今回の環境省の事業も，地域防災計画の避難所に位置付けられた所が対象となっております。今後，県有施設への太陽光発電と蓄電池の設置の予定は，という御質問でございますが，各施設の所管課で予算計上していただかなければならないのですけれども，来年度としてはエコみらいとくしまだけでございます。

庄野委員
　教育長さん，高校はついているのでしょうか，グリーンニューディール基金で。蓄電池と太陽光パネルは避難所になっている所は皆ついていると言うけれども，今後整備する必要無しという意味でよろしいですか。

田村教育委員会体育学校安全課防災・健康教育幹
　ただいま，庄野委員より県有施設，県立高校に非常用電源として太陽光発電機と蓄電池等を設置されているかという御質問がございました。
　現在，県立学校44校のうち，太陽光発電機及び蓄電池の設置校は29校で，高校に27校，

特別支援学校２校に設置されているところでございます。

庄野委員

44校のうちで29校ですので，まだできていない所があるのですね。今後，例えば地域性があると思うのですけれども，海岸沿いとか，いろいろあると思うのですけれども，県立の学校というのは海の側でなくても，山崩れとか地震とかそんないろいろ何が起こるか分からない時代なので，つけている所に是非して，これはお金が要りますからあれですけれども，良く地域の方々とか市町村の方々とも話し合って，優先順位というのはあるでしょうけれども，是非，自立・分散型電源を県内の造れる所に造っていって，それを造ることによってそれが防災にもなるし，それから地球温暖化の防止策にもなると思います。

2030年度で50パーセント，自然エネルギーの度合いを目指すのであれば，そういういろんな意味でやる気を見せていっていただきたいなというふうに思っています。

あと，個人の住宅なのですけれども，これを見ると太陽光パネルなんかでしたら補助金があるのですけれども，これは蓄電池については低利融資制度というのを創設するというふうに書かれておりますけれども，大体なかなか最初から補助金というのは難しいかも知れませんけれども，一戸の家で４から５キロワットぐらいの太陽光パネルを造った場合に，蓄電池を整備するにはどれくらい掛かるんですか。

杉山自然エネルギー推進室長

ただいま，家庭用蓄電池について御質問を頂きました。

委員がおっしゃるように，一般的な家庭では５キロワット程度の太陽光パネルが載っていると，それに対して蓄電池で普及しておりますのが，５から10キロワットアワーの容量の蓄電池が普及しているようです。

価格はどんどん下がってきているのですが，現在でも５から10キロワットアワーで100万円から200万円程度と言われております。

庄野委員

個人のお家の方も，多分太陽光発電をつけている所は，蓄電池も考えようかという所も多分あると思いますけれども，そうした方々が利用しやすいような融資の制度をできるのであれば，そうした啓発みたいなものも行っていただいて，自然エネルギーは，いわゆるエネルギーは地産地消ではありませんけれども，そうした部分が進むようにお願いしておきたいと思います。

次に，農林水産部なのですけれども，補正予算で森林環境保全整備事業費というものが出されています。森林の整備でありますとか，間伐の推進であります。

私も，先日東京で木育サミットというのがあって行っていたのですが，そこには林野庁の長官さんだったと思うのですけれども，講演がございまして，今の森林は50年生，60年生は非常に多くあって，ちょうど良い山の状況があって，間伐をこれから進めてどんどんと国産材を普及していくと。価格が安いので，今なかなかじっと耐えている状態なのですけれども，諸外国からの輸入材の状況を考えると，例えばロシアとか，東南アジアのほうからの輸入材の状況を考えてみると，いつまでもその材が日本にずっと入ってくるという

ことではないと。今，辛抱しておけば，また国産材の価値がうんと高まって，普通に住宅にも使われるし，そういうことをおっしゃられておりました。

森林は，きちんと管理をすることで，地球温暖化の防止にもつながりますし，木材を使うことで，木材に蓄えられた炭素を長いこと住宅という形で閉じ込めておくことができますので，是非これからもいわゆるこういう財源を使って，きちんと山を間伐して整備を続けていっていただきたいと思います。

それで，山が良好になってくるということは，山に降った雨が最終的には山の表面を通って，少し地下水という形にもなるかも知れませんけれども，河川に流れて，河川から海に流れ込んでいって，それが一番大きな栄養塩の原料だと私も理解しておりますので，山をきちんと管理をするということを是非これから，今は山は厳しいかも分かりませんけれど，これは岡本委員長の十八番ですけれども，本当に未来がきちんと良好に50年生，60年生，70年生の木々をスギ・ヒノキを山に持っていれば，これは本当にすごい財産になりますと言われていましたので，是非この部分はお願いしておきたいと思います。

それと，あと質問ですけれども，当初予算（案）の主な事業の56ページで，農林水産部のほうで気候変動適応対策プロジェクトというのがあります。令和２年度の当初予算額が1,900万円，これは気候変動に打ち克つ農林水産適応技術開発プロジェクトというふうなことで，高温化してきて県産農林水産物が，なかなか作れなくなったり，病気が出たりいろいろするものへのチャレンジというふうなことが書かれておりますけれども，過去こうした気候変動に打ち克つ，いろんな研究所で開発をしたりしておりますけれども，どういう成果があって今後はこんなところにも力を入れたいことがあれば少し教えていただきたいと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

ただいま，庄野委員から気候変動に打ち克つ農林水産適応技術開発プロジェクトについての御質問を頂きました。

委員がお話のとおり，最近の地球温暖化に起因する秋冬期の異常高温とか，集中豪雨とか，そういったことが農林水産物の生育不良とか，品質低下，あるいは新たな病害虫の発生とか，発生期間の長期化，こういったことで深刻な影響を及ぼしているところでございます。

具体的に言いますと，例えば水稲では米の内部が高温障害によって白く濁るという白未熟粒の発生とか，ワカメ類では海水温の上昇による養殖開始時期の遅れなどがみられております。

それで，まず初めにこれまで農林水産総合技術支援センターでは，そういった事象に対しましていくつか取組を進めております。

例えば，お米につきましては，県内の県西部の主力品種でありますキヌヒカリが高温障害によって品質低下が大きいということで，県ではこれまで高温耐性があり，多収で良食味である，あきさかりという品種を平成28年に奨励品種に採用いたしまして，以降，現地実証試験など通じて，関係機関とも連携して推進を図ってきました。そういった結果，令和元年産では1,740ヘクタール，昨年が980ヘクタールなので大きく拡大することができました。このお米につきましては，生産者あるいは消費者からも評価を頂いているところで

ございます。

この他，高水温環境に強く収量性の高いワカメの品種の開発や普及，あるいはこの頃台風が７月，８月，かなり早く起こってくるということで，レンコンでございますが，台風が来た時には，早生系のレンコンであれば早い台風には既に地下茎は生育しているといったことで，夏台風の被害の軽減が図られるということで，早生の品種，阿波白秀なども開発して，現地へ普及を図っているところでございます。

さらには，イチゴですが高温になってきますとなかなか花芽分化がされにくくて，結局花芽分化が遅れますと年内収量，イチゴは一般的にクリスマス需要が一番高値で取引されますが，年内需要に間に合わないというようなことが起こりますので，このイチゴについても早生系で年内収量が早く確保できて，農業経営の安定にもつながる，そういう品種，阿波ほうべにを育成いたしまして，種苗の供給を始めているところでございます。

このように，温暖化による気象変動に対応する新しい品種，技術の導入に取り組んでいるところでございます。

令和２年度に要求させていただいております新しいプロジェクトにつきましては，三つの要素で考えておりまして，一つは生育不良や，ストレスへの対応，それから二つ目には病害虫の多発への対応，三つ目が温暖化の積極的活用と，３本柱でこのプロジェクトは考えております。

この中で，一つここで御紹介させていただくとすれば，高温ストレス耐性がある豚群作出技術の開発に是非チャレンジしていきたいと考えております。これはいくつか新しく取り組む課題のうちの一つでございますが，一般的に豚というのは非常に高温ストレスに弱いという家畜でございます。高温ストレスになりますと肉質の低下とか成長速度の遅延，あるいは繁殖障害，事故率の上昇などが生じるところですが，特に肉質の低下というのは，ＰＳＥ肉というようなことで，柔らかくて締まりのない水っぽい淡白な味の肉ができやすいということは，経営的にも非常に課題となっているところでございます。

こうしたことを解決するために，飼育中の高温ストレスによる豚の肉質低下を防止するために，高温ストレスに強い個体とそうでない個体との遺伝的違いを検出するＤＮＡマーカーというものを開発いたしまして，高温ストレスに対して抵抗性のある豚群，そういった高温ストレスに強い豚群が集まれば，そこで交配してそういった強い形質を持った豚が作出されるというようなことで，来年度から３か年の計画で取り組みたいと思います。

このような取組により，豚肉の品質向上を図り，本県のプライベートブランド豚肉の作出や，阿波とん豚のブランド向上についても寄与できるものと考えております。

庄野委員

詳しく教えていただきましてありがとうございました。

いずれにしても，徳島県は昔から畜産も農業も農林水産が基幹産業というふうに言われておりましたし，どこの県も多分そうした高温と言いますか，地球温暖化に対する取組というのは，やられていると思うのですけれども，徳島県としても今までの優れたそうした品種等々が廃れてしまわないように，各研究機関とか非常に大事だと思いますので，農家の方とか関係機関の方々と十分協議した上で，農家の経営力アップ，そして収益が向上していけるような，また後継者が育っていけるような農林水畜産物の生産を是非，県として

も汗をかいていただきたいなというふうに思います。

寺井委員

鳥獣被害について度々お聞きをしているわけでございますけれども，先日，農業振興議員連盟の関係で，岡本委員長の勝浦町で熟成ミカンについての勉強会があったわけでございますけれども，農家の代表の方が来てお話をしている中で，鳥獣被害のお話が出ました。

今までいろいろ対策をやられてきたわけでございますけれども，それでもこうやって現場では強い鳥獣被害の影響と言いますか，それについての意見があったわけでございまして，今までやってきていることであるわけでございますけれども，県はどのような鳥獣対策を行っているのかをお聞かせ願います。

宮﨑鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま，寺井委員のほうから県の鳥獣対策についての御質問を頂いております。

鳥獣対策につきましては，鳥獣による被害防止や鳥獣の適正管理，狩猟の適正化など鳥獣被害対策を本年度から当課におきまして，一元化して捕獲対策及び防護対策を両輪といたしまして取り組んでおります。

捕獲対策では，これまで県下に1,200基を超える捕獲檻の導入に加えまして，各地区の猟友会の協力の下，市町村による有害鳥獣捕獲や県による指定管理鳥獣捕獲の実施によりまして，シカ，イノシシ，サルを年間２万頭を超えて捕獲しております。

また，防護対策では，これまで1,800キロメートルを超える侵入防止柵の整備や，収穫されない果樹や農作物の除去，追い払いなど，地域ぐるみで取り組む集落を県内に普及しているところでございます。

寺井委員

鳥獣対策をやられておられまして，成果も上がっているのかなと思うわけでございますけれども，確か前回も話したかと思いますけれども，今，真昼間でも例えば宮川内の高松のほうに抜ける道，国道でございますけれども，通ったら，山側の壁の３メートルか４メートルほどの所から，親子連れのイノシシが真昼間に堂々と落ちてきて，私はびっくりしたんですけれど，車の前を横切った世界ですけれども，正にいろいろ対策をやって捕っているのだろうけど現実はそうではないと。

そんなに減ってないのでないかと，私は実は思っておるのですけれども，当初からの計画の中で，今数字が出ておりますけれども，本当に減っているのかと。残っているほうが増えているほうが多いのじゃないかなというような気持ちもあるのですけれども，効果がどういうふうに上がっているのか教えてください。

宮﨑鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま，寺井委員のほうから効果とか生息についての御質問がございました。

平成26年度時点の調査の結果でございますけれども，シカの生息数が約４万9,000頭，イノシシの生息数につきましては約１万2,000頭，サルにつきましては被害を与える群れの数が120から170と推測されておりまして，これを令和５年度までに生息数と群れの半減

を目標に掲げまして，平成26年度から５年連続で年間２万頭を超えて捕獲しているところでございます。被害額につきましては，平成22年度をピークに減少傾向ではございますが，依然として１億円を超えており，平成30年度につきましてはイノシシによるものが約4,000万円，シカによるものが3,700万円，サルによる被害が約2,000万円となっております。

また被害ゼロに向けて，総合的な対策を講じる集落を県下に普及を始めた結果，被害が軽減されたという御意見の地域がある一方で，委員が御指摘のとおり，まだまだ被害減少の実感がないとのお声を頂いている地域がたくさんございますことから，引き続き市町村や猟友会など関係機関と連携いたしまして，捕獲対策や防護対策を両輪として，取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員

成果は上がっているようですけれども，引き続き頑張っていただきたいと思っております。

私が思うのは，地方創生と言いながら地方の産業は農業という世界である中で，鳥獣被害に対応する力を注がなければいけないというのは，本当に困ったことだなと思うわけでございますけれども，私は，これからこの今の数字を半減していくという中で，本当に絶滅になるような寸前まで追い込めないのかと，そうすることによって，今回も３億8,000万円ぐらいの予算は立ててありますけれども，そんな金を使わなくてもいいような世界を早く実現してほしいんですけれども。

例えば，栃木県でしたか，あれはイノシシかなんかの空中からホルモン剤みたいなのが入ったのを撒いてどうのこうのという話も農業新聞にも出ておるようでございますけれども，簡単にはいかないでしょうけど，本当にもう絶滅するぐらいのことがあってもいいのではないかなと私は思います。鳥獣に対して，配慮することではなくて，思い切ったことをやらないと本当に末代と言いますか，永遠に続く世界になっていくのかなと思ったりするわけでございますけれども，特に高知県との境があったりして，簡単にはいかないのでしょうけれども，何かいい知恵を出してもらわないと本当に現場は大変なので，本当にこの間のように現場の声がすぐに出てくる，鳥獣被害という被害が出てくるわけですから，是非思い切った処置をやって対応していただければと思いますので，何かございますか。

宮﨑鳥獣対策・ふるさと創造課長

寺井委員のほうから，もっと捕獲を強化すべきではないかとの御質問を頂いております。

鳥獣被害を軽減するためには，更なる捕獲の強化が必要と考えております。そこで，これまでの対策に加えまして，令和２年度におきましては，捕獲の強化につながるようにドローンやＡＩを活用いたしまして，サルの生息情報や被害状況を正確に把握いたします鳥獣スマート調査事業や，市街地でのイノシシの出没調査を実施いたしまして，効率的な捕獲につながるイノシシ出没危険度調査を実施する予定としております。

また，捕獲が進みにくい県境付近や，標高の高いエリアにおけるシカの集中捕獲を行うなど，これまで以上に捕獲を強化することによりまして，県民の皆様が鳥獣被害の減少を実感していただけるよう，しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員
　頑張っていただきたい。是非市町村とも連携をとって，早くそういう世界からいわゆる地方の人たちが，特に農業をする人たちが安心して，生産について頑張っていけるような世界を是非作っていただきたい。エールを送っておきますのでしっかり頑張ってください。

岡本委員長
　ほかに質疑はございませんか。
　（「なし」と言う者あり）
　以上で質疑を終わります。
　これをもって，環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時53分）